

令和8年度東海市「とうかいっ子」応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東海市の子どもたちのための取組を応援するため、児童の健全育成及び地域の活性化に資する事業を実施する団体に対し、補助金を交付することにより、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(補助対象団体等)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、市内において、子ども食堂、子育て支援、子どもの居場所づくり、地域における子どもの交流活動その他子どもの健全育成に資する事業（以下「子ども応援事業」という。）に取り組むコミュニティ、町内会・自治会、NPO、民間団体等で、東海市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認めるものとする。ただし、過去にこの補助金の交付を受けた団体を除く。

(補助金対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、団体が行う子ども応援事業に要する経費のうち、別紙のものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算で定める額の範囲内において、1団体10万円を限度とし交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 団体の代表者（以下「代表者」という。）は、別に定める期日までに、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助金の変更申請)

第6条 前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに変更交付申請書を会長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第7条 会長は、前2条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 代表者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに、実績報告書を会長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、実績（見込）報告書を提出しなければならない。

2 前項ただし書きの規定により実績（見込）報告書を提出した代表者は、その内容に従い事業が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第9条 会長は、前条第1項の報告書を受領したときは、速やかに補助金の額を確定し、代表者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

2 代表者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第11条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し、不正の行為があったとき。
- (3) 第9条の額が概算払を下回ったとき。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。